

【八女市】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	4,284	4,286	4,274	4,181	4,088
② 予備機を含む 整備上限台数	4,927	4,929	3,310	3,203	3,096
③ 整備台数（予備機除く）	0	1,396	0	0	2,692
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	1,396	0	0	2,692
⑤ 累積更新率	0%	33%	33%	33%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	604	0	0	1,008
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	209	0	0	404
⑧ 予備機整備率	0%	43%	0%	0%	37%

※①～⑧は未到来年度等にあっては推定値を記入する

（端末の整備・更新計画の考え方）

令和2年度および令和3年度に導入した児童生徒用端末は総台数の2/3（補助対象3,000台）と1/3（補助対象外1,230台）に分けて導入する仕組みであったため端末の管理が複雑化していました。

今回の更新では、中学校と小学校に分けて更新し、中学校分を先に更新して小学校分の予備機とすることで更新前の既存端末の有効活用を図ります。小学校分の端末更新を最長で令和10年度としていますが、端末の故障や予備機の在庫状況に応じて更新時期を前倒しするなど、授業に支障のない環境整備を実施します。

予備機については、児童生徒数の15%が補助対象とされていますが、児童生徒用端末については8年間の使用期間を想定し、これまでの故障および破損実績を考慮して補助対象に上乘せして調達を行います。予備機を多く調達した場合でも5年更新の場合と比較すると1年間の延長使用で20%のコストダウン効果を見込めるため、結果的に安価に児童生徒用端末を運用できることが見込まれます。

さらに、次回の更新を5年更新で運用する団体が多く、全国的に端末の調達が集中すると予想される令和12年度の更新を回避する効果が見込まれ、調達時期の分散化を図る文部科学省の方針とも合致します。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

更新対象端末のうち使用可能な端末については、基本的に小学校用の予備機として活用しますが、必要に応じて学校や教育委員会での業務用端末や、オンラインでの授業配信を行うための端末等として活用します。

また、破損・故障等により使用不可能な端末については事業者記憶装置の穿孔処理および端末の再資源化を依頼します。

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する○

○スケジュール（予定）

破損や故障等により使用不可能な端末を毎年度とりまとめ、事業者記憶装置の穿孔処理および再資源化を依頼します。